

沖縄県立離島児童生徒支援センター給食業務委託契約（案）

沖縄県立離島児童生徒支援センター所長 横山 さゆり（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、沖縄県立離島児童生徒支援センター給食業務（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、委託業務を乙に委託し、乙は、この契約書及び別に定める委託業務に関する仕様書（以下「仕様書」という）に基づき、これを受託する。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（契約期間）

第2条 この契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年10月27日条例第56号）」に基づく長期継続契約であり、契約期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年1月1日から令和8年12月31日までとする。

（契約金額）

第3条 この契約の契約金額（以下「委託料」という。）は、総額 円（内消費税及び地方消費税額 円）とする。

2 各会計年度における委託料は次のとおりとする。

（1）令和7年度（令和8年1月1日～令和8年3月31日）

年額 円（内消費税及び地方消費税額 円）

（2）令和8年度（令和8年4月1日～令和8年12月31日）

年額 円（内消費税及び地方消費税額 円）

（契約保証金）

第4条 契約金総額の100分の10以上とする。ただし、（1）または（2）のいずれかに該当する場合は免除できるものとする。

（1）保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。

（2）国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二件以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ契約

を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ただし、第 11 条の規定により契約を解除したときは、損害賠償金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を県に納付しなくてはならない。

（委託業務の内容の変更）

第 5 条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲及び乙で協議して書面によりこれを定めるものとする。

（乙の業務責任者等）

第 6 条 乙は、業務の指揮監督をするため、業務責任者及び副業務責任者を置き、その氏名その他必要な事項を、この契約締結時に甲に届け出なければならない。なお、これらの者を変更した場合も同様とする。

（光熱水費の負担）

第 7 条 業務の履行場所において、乙が委託業務を実施するために直接使用する電力、水道及びガスにかかる料金については、これを甲が負担する。乙は、委託業務を実施するに当たって、これらを極力節約し、効率的に使用しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第 8 条 乙は、各月ごとに業務を完了したときは、直ちに甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

（委託料の支払い）

第 9 条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。

2 委託料の月額、別紙支払内訳書のとおりとする。

3 甲は、前項の請求書を受理した日から 30 日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。

4 甲は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法

律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

5 前項の規定により計算した遅延利息の額については、支払遅延防止法の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（履行遅滞）

第 10 条 乙は、その責めに帰すべき理由により各月の末日までに当該月の業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、委託料の月額に対し支払遅延防止法第 8 条第 1 項に基づき定められた率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。

2 前項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。

（契約の解除）

第 11 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は食材、消耗品の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を食材、消耗品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（不当介入に関する通報・報告）

第 12 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、または下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（予算削減に係る契約の解除等）

第 13 条 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 14 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。

(1) この契約第 11 条の規定により、この契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（損害賠償）

第 15 条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者

に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利の譲渡等)

第 16 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第 17 条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第 18 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(原状回復)

第 20 条 この契約の委託期間が満了したとき、又はこの契約の規定により契約が解除されたときは、乙は施設、設備等を原状に回復して返還しなければならない。

(契約事項の解釈等)

第 21 条 契約事項の解釈について疑義が生じたとき又はコスト上昇に伴う契約額変更など、この契約に定めのない事項については、甲、乙が誠意をもって協議し決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

発注者 (甲)	住 所	那覇市東町 2 1 番 1
	氏 名	沖縄県立離島児童生徒支援センター
	所 長	横山 さゆり 印
受注者 (乙)	住 所	
	氏 名	

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15 年法律第57 号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かななければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外、利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(業務従事者への周知)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。))である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない)

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。―

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集

し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、

又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

（注）1 「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。

別紙（第9条関係）

支払内訳

年月		委託料の月額
	令和8年1月	(内消費税及び地方消費税額 円)
	令和8年2月	(内消費税及び地方消費税額 円)
	令和8年3月	(内消費税及び地方消費税額 円)
	計	(内消費税及び地方消費税額 円)
	令和8年4月	(内消費税及び地方消費税額 円)
	令和8年5月	(内消費税及び地方消費税額 円)
	令和8年6月	(内消費税及び地方消費税額 円)
	令和8年7月	(内消費税及び地方消費税額 円)
	令和8年8月	(内消費税及び地方消費税額 円)
	令和8年9月	(内消費税及び地方消費税額 円)
	令和8年10月	(内消費税及び地方消費税額 円)
	令和8年11月	(内消費税及び地方消費税額 円)
	令和8年12月	(内消費税及び地方消費税額 円)
	計	(内消費税及び地方消費税額 円)

